



# 受講要件等と受講費用

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付	
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 【登録番号：第161号】 【登録有効期限：H31.3.30】	14H	2	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	41,840	2,160	44,000	○		
	18H	3	■機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ■最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	49,840	2,160	52,000	○		
	38H	5	■受講要件はありません	102,840	2,160	105,000	○	○	
フォークリフト運転技能講習 【登録番号：第163号】 【登録有効期限：H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	20,840	2,160	23,000			
	15H	3	■最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	23,840	2,160	26,000			
	31H	4	■自動車免許(普通以上)を有する方	47,840	2,160	50,000		○	
	35H	5	■受講要件はありません	52,840	2,160	55,000		○	
ショベルローダー等運転技能講習 【登録番号：第164号】 【登録有効期限：H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、年次検査点検表写しが必要です。	27,840	2,160	30,000			
	31H	4	■自動車免許(普通以上)を有する方	72,840	2,160	75,000			
	35H	5	■受講要件はありません	80,840	2,160	83,000			
小型移動式クレーン運転技能講習 【登録番号：第167号】 【登録有効期限：H31.3.30】	16H	3	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	44,840	2,160	47,000		○	
	20H	3	■受講要件はありません	49,840	2,160	52,000		○	
不整地運搬車運転技能講習 【登録番号：第165号】 【登録有効期限：H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。 ■2級の建設機械施工技術検定(第2～6種)に合格された方 ■1級の建設機械施工技術検定(トラクター系以外)に合格された方	39,840	2,160	42,000		○	
高所作業車運転技能講習 【登録番号：第166号】 【登録有効期限：H31.3.30】	12H	2	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	41,840	2,160	44,000		○	
	14H	2	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工技術検定に合格された方	43,840	2,160	46,000		○	
	17H	3	■受講要件はありません	51,840	2,160	54,000		○	
床上操作式クレーン運転技能講習 【登録番号：第170号】【登録有効期限：H31.3.30】	16H	3	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	53,355	1,645	55,000		○	
	20H	3	■受講要件はありません	58,355	1,645	60,000		○	
玉掛け技能講習 【登録番号：第169号】 【登録有効期限：H31.3.30】	15H	3	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許のいずれかを有する方	21,840	2,160	24,000		○	
	19H	3	■受講要件はありません	25,840	2,160	28,000		○	
ガス溶接技能講習 【登録番号：第191号】【登録有効期限：H31.3.30】	13H	2	■受講要件はありません	21,136	864	22,000		○	
車両系建設機械(解体用)運転技能講習 【登録番号：第162号】【登録有効期限：H31.3.30】	5H	1	■車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了された方	23,840	2,160	26,000		○	
特別教育	コース	日数	講習対象	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付	
小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転業務	15,840	2,160	18,000		○	
ローラーの運転の業務	10H	2	締めめ用機械(ローラー)の運転業務	15,840	2,160	18,000		○	
フォークリフト(1t未満)の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	15,840	2,160	18,000		○	
クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	16,350	1,650	18,000		○	
高所作業車(2～10m未満)の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	16,660	1,340	18,000		○	
アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	21,920	1,080	23,000		○	
電気取扱業務(低圧)	14H	2	交流600V以下の充電回路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	16,970	1,030	18,000		○	
研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	12,230	770	13,000			
酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	12,970	1,030	14,000			
粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	13,350	650	14,000			
巻上げ機の運転の業務(ウインチ)	10H	2	ウインチを使う業務	15,920	1,080	17,000		○	
伐木等の業務(則第36条第8号)	16H	2	胸高直径70cm以上の立木伐木、直径20cm以上重心偏、つりぎり、かかり木、伐木等の業務	18,250	1,750	20,000			
安全衛生教育	コース	日数	講習対象	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付	
刈払機取扱作業安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	11,920	1,080	13,000			
チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	9,700	1,300	11,000			
職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	21,490	1,510	23,000			
有機溶剤業務従事者(基発第337号)安全衛生教育	4.5H	1	有機溶剤業務に従事される方	13,140	860	14,000			
丸のこ等作業従事者教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	10,970	1,030	12,000			
免許教習	コース	日数	受講要件	受講料(円)	テキスト代(円)	学科試験受験料(円)	合計(円)	助成	給付
移動式クレーン運転実技教習 【登録番号：第168号】 【登録有効期限：H31.3.30】	9H(実技のみ)	6	■18歳以上の方	134,000			134,000		○
	23H(実技+学科)	6		■18歳以上の方	134,000	6,000	6,800	146,800	
クレーン運転実技教習 【登録番号：第180号】 【登録有効期限：H31.3.30】	9H(実技のみ)	6	■18歳以上の方	134,000			134,000		○
	23H(実技+学科)	6		■18歳以上の方	134,000	6,000	6,800	146,800	

※関東安全衛生技術センターでの学科試験申請手続きは当センターが代行致します。



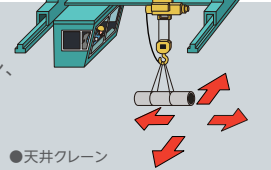


# 技能講習のご案内

各種建設機械・荷役運搬機械等で作業される方は、労働安全衛生法第61条で定められている技能講習を受講して、修了証を取得・携帯していなければなりません。

<p><b>車両系建設機械</b> 整地・運搬・積み込み用及び掘削用 (機体質量3t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●ドラグ・ショベル (クローラ式油圧パワーショベル)</li> <li>●ホイールローダー(4輪駆動)</li> <li>●ブルドーザー</li> </ul>	<p><b>フォークリフト</b> (最大荷重1t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●カウンタバランスフォークリフト</li> <li>●リーチフォークリフト</li> </ul>
<p><b>小型移動式クレーン</b> (つり上げ荷重5t未満)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●積載型トラッククレーン</li> <li>●クローラクレーン</li> </ul>	<p><b>不整地運搬車</b> (最大積載量1t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●ゴムクローラ式不整地運搬車</li> <li>●ホイール式不整地運搬車</li> </ul>
<p><b>高所作業車</b> (最大作業床高さ10m以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●伸縮ブーム型高所作業車</li> <li>●垂直昇降型高所作業車</li> </ul>	<p><b>車両系建設機械 解体用</b> (機体質量3t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●ブレーカ</li> <li>●コンクリート圧砕機</li> <li>●鉄骨切断機</li> <li>●解体用つかみ機</li> </ul>
<p><b>床上操作式クレーン</b> (つり上げ荷重5t以上)</p> 	<p><b>玉掛け</b> (つり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック)</p>  <p><b>ガス溶接</b></p> 

# 免許教習のご案内

<p><b>移動式クレーン運転士</b> トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーン等の原動機を内蔵し、かつ不特定の場所に移動することができるつり上げ荷重5t以上のクレーン。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●ラフテレーンクレーン</li> </ul>	<p><b>クレーン・デリック運転士</b> 天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダ、ケーブルクレーン、テルハ、スタッカークレーン、その他。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●天井クレーン</li> </ul>
--	---

<p>移動式クレーン運転士&amp;クレーン・デリック運転士免許教習に関して</p>	<p><b>9Hと23Hコースの違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>9Hコース</b> 実技のみ受講。学科試験をすでに合格されている方や、学科試験をご自分で申請し受験される方。</li> <li><b>23Hコース</b> 学科と実技の両方を受講。学科試験の申請は当センターで代行します。</li> </ul>	<p><b>クレーン・デリック 限定と限定なしの違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>限定</b> クレーンのみ運転できます。</li> <li><b>限定なし</b> クレーンとデリックが運転できます。実技試験は同じですが、学科試験でデリックに関する部分(知識と法令)が追加されます。 <small>※当センターの学科教習はデリックの内容を含まないため、ご自身で勉強して頂くことになります。</small></li> </ul>
<p><small>○学科試験申込み時に、限定or限定なしの確認をさせていただきます。○学科試験日は決まっております。千葉の関東安全衛生技術センターで実施されます。○受験申請は当センターが代行します。(但し、関東安全衛生技術センターのみ) ○受験申請書は受講時に作成して頂きます。○実技試験合格後1年以内に学科試験に合格しないと、実技合格が無効となります。</small></p>		

# 講習予約から資格取得までの流れ

**STEP 1** **受講コースと日程を選ぶ** —WEBサイト内の「講習日程を見る」で現在の空き状況が確認できます。—

- 取得したい資格により受講コース(日数・時間)が異なります。
- 受講要件をご確認の上、該当するコースをお選びください。 ※各コースとも定員数になり次第、予約を締め切ります。

**STEP 2** **予約する(申込み完了ではありません)**

- 空き状況の確認が取れたら、必ずWEBサイト、スマートフォン、または電話にて受講の予約をしてください。

〈WEB予約〉パソコン、スマートフォンから**24時間受付**  
〈電話予約〉Tel.044-287-2071(平日8:30~17:00)

※ご予約後にご希望の日程に空きがある場合は、日程変更も可能です。空き状況をご確認の上、ご連絡ください。  
※外国籍の方は、ご予約前にお問合せください。

**STEP 3** **申込み(期限までに必要書類の提出)**

- 予約受付日を含め**1週間以内**に受講申込書(必要書類②③添付)が届くようにFAXまたは郵送または窓口へ持参してください。尚、FAXした書類は受講当日すべて持参してください。

〈FAX送付〉044-287-2074(24時間受付) 〈窓口持参〉8:30~17:00(休業日にご注意ください)  
※予約をされずに受講申込書類等を郵送またはFAXでお送り頂いても、ご希望の講習日に受講できないことがありますのでご了承ください。

<b>① 受講申込書</b> WEBサイトからダウンロードすることができます。郵送またはFAXによる送付をご希望の方はセンターまでご連絡ください。 ※受講申込書に記入する住所が交付される修了証に記載されますので、正しくご記入ください。 ※氏名は身分証明書とおりにご記入ください(略字不可)。	<b>② 本人確認書類(どれか1つ)</b> ●運転免許証(有効期限内) ●コマツ教習所神奈川センターの技能講習修了証 ●住民票(6ヶ月以内発行でマイナンバーの記載がないもの) ●免許証(小型船舶操縦免許証・移動式クレーン運転士免許証等) ※外国籍の方は在留カード(有効期限内)	<b>③ 受講資格に必要な証明書</b> 本パンフレットまたは受講申込書に記載している「受講資格」を確認し、証明になる書類等を添付してください。 ※資格を有しないコースは不要です。
--	---	--

**STEP 4** **受講票の確認(申込み完了)** ※当日は受講票(受講番号)がない方は受講できません。

- 必要書類の到着後、お申込み完了の通知として**2営業日以内**に受講票を発送(FAXまたは郵送)します。
- 受講票がお手元に届かない場合はお申込みが完了していないこともありますので、お手数ですが書類提出後2~3日中に必ずご連絡ください。

※ご連絡頂けない場合、あるいは連絡がなかなかとれない場合で、定員満了の際は講習日の変更をして頂く可能性もありますのでご了承ください。

**STEP 5** **受講費用のお支払い** ※受講票(受講番号)のない方はお振込みになれません。

- 事前振込みは受講日の3日前(土日祝含まず)までにお振込みください。
- 現金お支払いの場合は、受講当日の朝に窓口でお支払いください。

※振込手数料はお客様負担となります。  
※当社指定の「振込確認書」にて振込日を事前にお知らせください。

**STEP 6** **受講当日** ※持ち物・注意事項は受講票をよくお読みください。

- 受講当日は**朝8時15分まで**にご来所ください。(受付時間:朝7時30分~8時25分)

<b>① 受付</b> 必要書類の原本確認と資格確認をさせて頂きます。	<b>② 窓口</b> 受講申込書等の提出および受講料をお支払いください。	<b>③ 写真撮影</b> 撮影BOXにて受講番号を入力して写真撮影をしてください。(無料)	<b>④ 教室</b> モニターに掲示されている各教室へ8時30分までにお入りください。	<b>⑤ 講習開始</b> 学科試験および実技試験があります。(一部ないコースもあり) ※終了時間はコースにより異なります。
--	--	---	---	--

※FAXでお申込みされた方は、FAXした書類をすべてご持参ください。  
※お弁当をご希望の方は8時25分までに食堂にて食券をご購入ください。(昼休憩45分)  
※受講費用未納の方は受講できません。  
※受講開始後の遅刻・早退・欠席は欠格となり、受講費用の返金は致しません。

●実技時の服装:できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、運動靴が安全靴を履いてください(ランニング・半ズボン・サンダル等は禁止です)。  
●ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸し致します。

**STEP 7** **修了・修了証交付**

- 規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。●弊社神奈川センター交付の修了証をお持ちの方で、修了証統合(1枚にまとめる)を希望される方は、受講初日の受付時に必ず提出ください。

※講習前日および当日に受講をキャンセルされる場合は、別途キャンセル料を頂くことがありますのでご了承ください。 ※最少開催人数に満たない場合は講習を中止することがありますのでご了承ください。【個人情報取扱いについて】お客様から頂いた受講申込書の記載事項については以下の目的で使用致します。①受講申込書の内容確認、受講資格確認および受講票送付 ②受講料入金確認、講習内容の送付、アンケートの実施 ③資料請求・お問合せにお応えするため。

## 各種制度のご案内

### 会社に支給 建設労働者確保育成助成金(技能実習コース)

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部が助成されます。

#### <支給要件>

- 雇用保険料率が12/1,000であること。
- 資本金が3億円以下または従業員300人以下。
- 受講者が雇用保険の被保険者であること。

※詳細は労働局へお尋ねください。

- ☆講習申込み時に受講申込書の助成金制度の利用に○をして提出して頂いた方へ、受講修了後に関連書類をお渡し致します。
- ☆講習開始の2ヶ月~1週間前までに「計画届」を労働局へ提出してください。

### 個人に支給 一般教育訓練給付金 受講料の20%を給付

#### <支給要件>

- 雇用保険の一般被保険者であり(在職中)、受講開始日において支給要件期間が3年以上ある方。
- 一般被保険者でない方(離職者)のうち、離職日より1年以内に受講され、かつ支給要件期間が3年以上ある方。

#### 神奈川センター対象コース

- フォークリフト運転技能講習/31H
- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習/38H
- 小型移動式クレーン運転技能講習/20H